

平成 26 年 9 月

「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(環境省令第二十三号 平成 26 年 8 月 1 日付)」が公布されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 26 年 8 月 1 日より

■変更内容

1. 地下水基準の改正

「1, 1-ジクロロエチレン」の土壌汚染対策法に基づく地下水基準が変更となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
101608 1, 1-ジクロロエチレン	地下水基準	0.1 mg/L	0.02 mg/L	p14<汚-8>

2. 土壌溶出量基準及び第二溶出量基準の改正

「1, 1-ジクロロエチレン」の土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準及び第二溶出量基準が変更となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
103208 1, 1-ジクロロエチレン	土壌溶出量 基準	0.1/1 mg/L ^{注)}	0.02/0.2 mg/L ^{注)}	p16<汚-33>

注) 左側は土壌溶出量基準、右側は第二溶出量基準となります。

以上